



中央本部による

「形式と体裁のみの、官僚的立場を貫く中央本部見解」は、 起ちあがった仲間を見殺しにするものだ！

組合員の皆さんは
すでにお気づきの通り！

昨日（1/8）、臨時第9回中央執行委員会を経て出された緑の風FAX版 NO. 39。

中央本部は「説明がないので判断できない。」と議論する姿勢を示しつつ、「大会決定に反する」「12地本の総意ではない」「別組織だ！」と、全否定しています。

バス棚倉の仲間のたたかいも同様です。中央本部は、口では「寄り添う」「議論の場を」と言いながら、腹のなかは救済申立をさせないことを最初から決めていたのです！

緑の風 FAX版

NO. 39 2020年1月8日 JR東労組



JR 東労組ホームページ

中央本部は、
臨時第9回執行委員会 (2019.1.8) を開催し、
以下の議論と確認を行いました。

中央本部は、2019年12月26日に東京地方本部の組合員4名が個人訴訟を行った件について、事実の確認のために東京地方本部に連絡をとりました。しかし、4名の個人訴訟とは誰なのかと聞くも東京地方本部の執行委員は「わからない」、地本青年部の役員も「知らない」という回答でした。地本執行委員にこの件について分かる方に中央本部まで連絡をもらえるようお願いしても何も連絡がなく、現在に至っています。そういう状況の中では、中央本部は個人訴訟について判断しようがないと議論になりました。

その上で、以下の点を確認しました。

- ①東京地方本部が発出した12月31日の声明は何を意味しているのかわからない。
- ②第三者機関の活用に至っては、これまで中央本部へ上申した上で活用されてきたが、中央本部への相談や承認もないままに行っており、組織内に確立した慣習・慣例を逸脱したものである。
- ③今回の事態は、不当労働行為に対するたたかい方を決めた大会決定に反する。
- ④今回の個人訴訟は、本部はもとより12地本の総意に基づく行動ではない。
- ⑤もはや、組織内において別組織として行動していると言われても致し方ない。
- ⑥組織としては統制処分に値する。
- ⑦東京地本とは引き続き、個人訴訟の詳細と申1号の議事録の提出を求めて議論していく。
- ⑧今回の事態は東京地本指導部の問題である。
- ⑨指令第18号を逸脱し、マスコミ対応を行っている。
- ⑩統制処分については、東京地本と議論した上で検討する。
- ⑪東京地本 FAX ニュース等に書かれている様々な事実誤認については別途検討し議論する。

中央執行委員会の確認を基に全組合員での議論を要請します

中央本部は、

不当労働行為根絶に向けて起ちあがった組合員を 見殺しにしています。

“ウソ”と“ゴマカシ”を巧みに使い、

労働組合の任務と責任を放棄した

中央本部に展望は見い出せません！